

# 第36期 定時株主総会



# 招集ご通知



2025年3月27日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



東京都新宿区西新宿二丁目2番1号  
京王プラザホテル  
本館4階「花」

※昨年と開催場所を変更しております  
のでご注意ください

- 株主総会ご出席株主様へのお土産の配布はございません。
- ライブ配信を実施いたします。詳細は3頁をご覧ください。
- 会社法の改正による電子提供制度の施行に伴い、従前書面でお送りしていた株主総会資料をウェブサイトに掲載して提供しております。環境への配慮等も踏まえ、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【以下のウェブサイトから株主総会  
資料全体をご覧頂けます】  
<https://www.go-tm.jp/invite>



## ■ 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
配当金額：1株につき184円  
支払開始日：2025年3月28日（金）
- 第2号議案 取締役6名選任の件(5名再任/1名新任)  
候補者名：チャン ミン ジャン/エバ・チェン/  
根岸 マヘンドラ/大三川 彰彦/  
徳岡 晃一郎/井上 福造(新任)
- 第3号議案 監査役2名選任の件(いずれも新任)  
候補者名：平田 隆/泉 多枝子
- 第4号議案 定款一部変更の件(責任限定契約  
の対象範囲の変更)
- 第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件

## 議決権行使期限

2025年3月26日（水曜日）  
午後5時30分まで

トレンドマイクロ株式会社

証券コード：4704

(証券コード 4704)  
2025年3月6日  
(電子提供措置の開始日2025年2月27日)

## 株 主 各 位

東京都新宿区新宿四丁目1番6号  
JR新宿ミライナタワー

**トレンドマイクロ株式会社**  
代表取締役社長 工 バ・チエン

## 第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

### 当社ウェブサイト

<https://www.go-tm.jp/invite>



また、上記のほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

### 東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※東証上場会社情報サービスのトップページからは、簡易検索で[トレンドマイクロ]または[4704]を入力・検索し、当社の[基本情報]、[総覧書類/PR情報]、[株主総会招集通知/株主総会資料]の[情報を閲覧する場合はこちら]よりご確認いただけます。

当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、後記「インターネットによる議決権行使について」(5頁)をご参照のうえ、2025年3月26日(水曜日)午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年3月27日(木曜日)午前10時

2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号  
京王プラザホテル 本館4階「花」

- ・昨年と開催場所を変更しておりますのでご注意ください
- ・株主総会ご出席株主様へのお土産の配布はございません

### 3. 目的事項

- 報告事項**
- 第36期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容  
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第36期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 取締役6名選任の件  
**第3号議案** 監査役2名選任の件  
**第4号議案** 定款一部変更の件(責任限定契約の対象範囲の変更)  
**第5号議案** 社外取締役の報酬額改定の件

### 4. その他株主総会招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合に限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以上

## <ライブ配信および事前質問受付のご案内>

- ・株主総会の様子をご視聴いただけるよう、ライブ配信を実施します。また事前質問を受け付けます。**詳しくは  
2025年3月6日発送の招集ご通知の封書に同封される別紙をご覧ください。**
- ・ご来場株主様のプライバシーには十分配慮し、役員席付近のみの映像とさせていただきますが、会場都合によりご来場株主様が映り込んでしまう場合があります。予めご了承ください。
- ・ライブ配信をご視聴いただく株主様は株主総会に「出席」をするものではなく、株主総会中に議決権の行使、ご質問および動議の提出をすることはできません。

## <送付内容について>

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、『会社の体制および方針』、『連結注記表』および『個別注記表』を記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は、これらの事項を含む監査対象書類を監査しております。

## <修正時のご案内>

電子提供措置事項に修正が生じた場合は掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

### インターネットによる議決権行使のお願い

株主様のインターネットによる議決権行使が「桜ライン311」※の活動を支援します。株主様のインターネットによる議決権行使により削減された郵送代相当分を、当社から「桜ライン311」に寄付いたします。第35期定時株主総会では138,528円(78円×1,776株主様分)を寄付させていただきました。

※桜ライン311<<https://www.sakura-line311.org/>>は東日本大震災で発生した津波の最大到達地点に桜を植樹し、津波の記憶を伝え残すために活動されている認定特定非営利活動法人であり、当社も植樹ボランティア活動等のご支援をさせていただいております。なお、当社は被災地支援に関しては、東日本大震災の直後から「スマイルプロジェクト」を発足し、「桜ライン311」のご支援などを含め、現在も継続的に支援活動を行い、また現在はプログラムを広げ、大規模な災害に遭われた各地を支援しております。2024年は能登半島地震の被災地でも活動を行わせていただきました。

当社の日本国内での社会貢献活動の取り組みに関して詳しくは、当社Webサイト  
<<https://go.trendmicro.com/jp/business/about/smile/>>よりご覧いただけます。

また、当社グループでも「グローバル・シチズンシップ・プログラム」等を通じて、社員が世界をより良くする取り組みを行うように働きかけています。当社グループでの社会貢献活動の取り組みに関して詳しくは当社Webサイト  
<[https://www.trendmicro.com/ja\\_jp/about/corporate-social-responsibility.html](https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/corporate-social-responsibility.html)>よりご覧いただけます。

# 議決権行使方法のご案内

## 株主総会にご出席の場合



株主総会日時 **2025年3月27日(木曜日)午前10時開催**  
(受付開始は午前9時を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

## 株主総会にご欠席の場合



インターネットにより行使される場合 [ 詳細につきましては次頁をご覧ください。 ] ►

行使期限 **2025年3月26日(水曜日)午後5時30分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト：  
 <https://evote.tr.mufg.jp/>



## 書面(郵送)にて行使される場合

行使期限 **2025年3月26日(水曜日)午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

# インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認のうえ、パソコン、スマートフォンまたはタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使してください。よろしくお願い申上げます。

## QRコードを読み取る方法

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



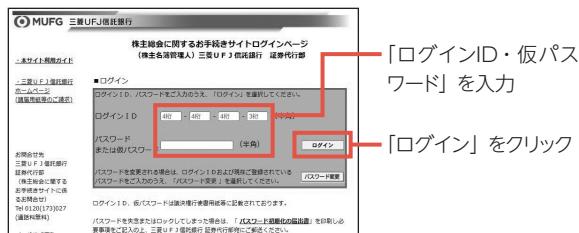
- 以降は画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

## ログインID・パスワードを入力する方法

- 議決権行使サイトへアクセス  
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



- 以降は画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

## ご注意事項

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行きされた内容を有効とさせていただきます。

- 当社は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

## システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
**0120-173-027** (午前9時～午後9時、通話料無料)

以上

# 株主総会参考書類

---

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、事業成長に必要な投資をしたうえで発生する連結純利益について、内部留保することなく、親会社である当社へ速やかに集め、その期の当社単体分配可能額を期末配当(配当性向70%を目標)や翌期の自己株式取得を通じて全額還元することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当(普通配当)につきましては、下記のとおりとさせていただきたく存じます。

#### 期末配当(普通配当)に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項

およびその総額

当社普通株式1株につき 184円

総額 24,158,609,728円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月28日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

### 〈取締役候補者一覧〉

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位および担当
1 再 任	チャン ミン ジヤン	男性 代表取締役会長
2 再 任	エバ・チェン	女性 代表取締役社長 当社グループCEO
3 再 任	根 岸 マヘンドラ (マヘンドラ・ネギ)	男性 代表取締役副社長 当社グループCFO 指名・報酬諮問委員会委員
4 再 任	大三川 彰彦	男性 取締役副社長
5 再 任	徳岡 晃一郎	社外取締役 独立役員 男性 取締役 指名・報酬諮問委員会委員長
6 新 任	井上 福造	社外取締役 独立役員 男性 -

候補者番号

1

## チャン ミン ジャン

(1954年11月5日生)  
満70歳

再任  
男性

保有する当社の株式数  
5,367,000株

取締役会への出席状況  
100%(10回/10回)

### 略歴ならびに当社における地位および担当

- 1988年12月 Trend Micro Incorporated(米国)社長  
1995年12月 当社代表取締役  
1997年 3月 当社代表取締役社長  
2005年 1月 当社代表取締役会長(現任)

### 重要な兼職の状況

なし

### 取締役候補者とした理由

チャン ミン ジャン氏は、創業より長年にわたり当社グループのCEOを務め、現在は当社会長として経営に携わり当社グループの業務・経営全般を熟知しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

## エバ・チェン

(1959年2月23日生)  
満66歳

再任  
女性

保有する当社の株式数  
1,449,000株  
(※)

取締役会への出席状況  
100%(10回/10回)

### 略歴ならびに当社における地位および担当

- 1989年 5月 Trend Micro Incorporated(台湾)入社  
1995年12月 当社監査役  
1997年 8月 当社取締役技術開発部門統括責任者  
2002年 3月 当社取締役当社グループCTO  
2005年 1月 当社代表取締役社長当社グループCEO(現任)

### 重要な兼職の状況

なし

### 取締役候補者とした理由

エバ・チェン氏は、チャン ミン ジャン氏とともに当社グループを創業し、長年にわたりCTOとして研究開発部門を率い、また2005年からは当社グループCEOを務め当社グループの業務・経営全般を熟知しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。

(※)エバ・チェン氏は、株主名簿上は当社株式を保有しておりませんが、保有株式数にはBPSA FOR BPCAL PLEDGED BY 891412の名義で保有している株式数を実質所有株式数として記載しております。

候補者番号

3

ねぎ  
根岸 マヘンドラ  
(マヘンドラ・ネギ)

(1960年3月9日生)  
満65歳

再任  
男 性

保有する当社の株式数

144,000株

取締役会への出席状況

100%(10回/10回)

#### 略歴ならびに当社における地位および担当

- 1995年 9月 メリルリンチ証券会社(現 BofA証券株式会社)入社  
2000年 6月 アイピートレンド株式会社代表取締役  
2001年 2月 当社管理本部長  
2001年 3月 当社取締役財務経理部門担当  
2002年 3月 当社代表取締役当社グループCFO  
2006年 1月 当社代表取締役当社グループCOO兼CFO  
2012年 3月 当社代表取締役副社長当社グループCOO兼CFO  
2014年 3月 当社代表取締役副社長当社グループCFO(現任)

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 取締役候補者とした理由

根岸マヘンドラ氏は、銀行や証券会社などで従事した経験を有しており、また当社入社後は長年にわたり当社グループのCFOを務め当社グループの業務・経営全般を熟知しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

おおみかわ  
大三川 彰彦

(1959年2月24日生)  
満66歳

再任  
男性

保有する当社の株式数

4,000株

取締役会への出席状況

100%(10回/10回)

### 略歴ならびに当社における地位および担当

- 1982年 4月 日本デジタルイクリップメント株式会社(現 日本ヒューレット・パッカード株式会社)入社  
1992年12月 マイクロソフト株式会社(現 日本マイクロソフト株式会社)入社  
2000年 5月 同社執行役員ビジネスインターネット事業部長  
2003年 2月 当社入社 日本地域セールス＆マーケティング統括本部長  
2003年 5月 当社執行役員  
2007年 4月 当社上席執行役員日本地域担当兼グローバルサービスビジネスジェネラルマネージャー  
2008年 3月 当社取締役日本地域担当兼グローバルサービスビジネスジェネラルマネージャー兼グローバルコンシューマビジネスジェネラルマネージャー  
2010年 2月 当社取締役日本地域担当兼アジア・ラテンアメリカ地域営業推進担当兼グローバルマーケティング統括本部統括本部長  
2012年 3月 当社取締役副社長日本地域担当兼アジア・ラテンアメリカ地域営業推進担当兼グローバルマーケティング統括本部統括本部長  
2013年 1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当兼アジア地域営業推進担当  
2014年 1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当  
2016年 1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当兼IoT事業推進本部本部長  
2020年 1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当兼グローバルIoTビジネス担当  
2023年 1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバルIoTビジネス担当  
2024年 1月 当社取締役副社長(現任)

### 重要な兼職の状況

なし

### 取締役候補者とした理由

大三川彰彦氏は、複数のIT企業における営業部門での豊富な経験を有しており、当社入社後は日本地域を中心とした営業担当取締役としてその手腕を発揮しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

とく  
徳岡 晃一郎

こう いちろう

(1957年6月19日生)  
満67歳

再任	社外取締役
男性	独立役員

保有する当社の株式数

100株

取締役会への出席状況

100%(10回/10回)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1980年 4月 日産自動車株式会社入社  
 1999年 9月 フライシュマン・ヒラード・ジャパン株式会社入社  
 2006年 4月 多摩大学大学院教授  
 2017年 6月 株式会社ライフシフト代表取締役会長  
 2023年 3月 当社取締役(現任)  
 2023年 4月 多摩大学大学院名誉教授(現任)  
 2023年12月 株式会社ライフシフト会長(現任)

重要な兼職の状況

- 多摩大学大学院 名誉教授  
 株式会社ライフシフト 会長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

徳岡晃一郎氏は、現在、多摩大学大学院の名誉教授であるとともに、自ら創業した株式会社ライフシフトの代表取締役会長を務めていたことから、人材開発に関する高い専門性に基づく見地や、企業経営の経験などから取締役会の審議において適宜助言や提言を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は当社の社外取締役として、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を、適切に遂行いただくことを期待しており、また、選任後も引き続き指名・報酬諮問委員会の委員長を委嘱する予定です。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

---

候補者番号

6

いの うえ ふく ぞう  
井 上 福 造

(1955年7月6日生)  
満69歳

新任	社外取締役
男性	独立役員

保有する当社の株式数  
0株

---

#### 略歴ならびに当社における地位および担当

- 1980年 4月 日本電信電話公社(現 日本電信電話株式会社)入社  
2009年 6月 東日本電信電話株式会社取締役コンシューマ事業推進本部プロードバンドサービス部長  
2012年 6月 同社取締役経営企画部長  
2014年 6月 同社常務取締役ビジネス開発本部長  
2015年 6月 同社代表取締役常務取締役ビジネス開発本部長  
2016年 6月 同社代表取締役副社長ビジネス開発本部長  
2018年 6月 同社代表取締役社長  
2021年 6月 同社代表取締役社長社長執行役員  
2022年 6月 同社相談役(現任)

#### 重要な兼職の状況

東日本電信電話株式会社 相談役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

井上福造氏は、東日本電信電話株式会社の代表取締役社長を務めた経験を有しており、実業界において豊富な経験を有しておりますことから、社外取締役候補者としております。選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、主に経営的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに、経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待しております。また、選任後は指名・報酬諮問委員会の委員を委嘱する予定です。

- (注) 1. 当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 徳岡晃一郎氏および井上福造氏は会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
3. 当社は徳岡晃一郎氏および井上福造氏を、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。
4. 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性および社外取締役候補者との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性について
- ①徳岡晃一郎氏および井上福造氏は、当社または当社子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
- ②徳岡晃一郎氏および井上福造氏は、現在または過去10年間において、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。
- ③徳岡晃一郎氏および井上福造氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けたこともありません。
- ④徳岡晃一郎氏および井上福造氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑤井上福造氏は当社の取引先のひとつである東日本電信電話株式会社の相談役として在籍中でありますが、同社の取締役退任から2年以上が経過しており、現在は同社の業務執行には携わっておりません。同社と当社との当社製品・サービスに関する当期の取引額は当社の連結売上高の1%未満であります。
- (2) 社外取締役候補者との責任限定契約について
- 徳岡晃一郎氏は、当社との間で当社定款に基づき、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大なる過失がないときは、金1,600万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約であります。なお、同氏が再任された場合には、当該契約が引き続き効力を有するものと定められております。
- また、井上福造氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で当社定款に基づき、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結する予定であります。その予定する契約内容の概要は社外取締役との間で締結している責任限定契約と同様の内容とする予定であります。
5. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
- 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、2025年3月31日に当該保険契約を更新する予定であります。なお、当該契約の概要等は事業報告の「会社役員に関する事項」に記載のとおりです。

## 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役千歩優氏および長谷川文男氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

### 〈監査役候補者一覧〉

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1 新 任	ひら たかし 平 田 隆	男性 管理本部主計部
2 新 任	いずみ たえこ 泉 多枝子	社外監査役 独立役員 女性

候補者番号	1	ひら た 平 田	たかし 隆	(1963年6月27日生) 満61歳	新任 男 性
-------	---	-------------	----------	-----------------------	-----------

保有する当社の株式数	1990年 4月 リヨービ株式会社入社
0株	2001年 3月 同社資金課係長
	2007年 3月 当社入社
	2023年 6月 当社管理本部主計部在籍(現任)

略歴および当社における地位

1990年 4月 リヨービ株式会社入社  
 2001年 3月 同社資金課係長  
 2007年 3月 当社入社  
 2023年 6月 当社管理本部主計部在籍(現任)

重要な兼職の状況

なし

監査役候補者とした理由

平田隆氏は、企業会計・財務等に関する豊富な専門的知見を有しており、これまでの経験や知見等を当社における監査に生かしていただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。

候補者番号	2	いづみ た え こ 泉 多 枝 子	(1969年11月5日生) 満55歳	新任 女 性	社外監査役 独立役員
-------	---	----------------------	-----------------------	-----------	---------------

略歴および当社における地位

1991年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所  
 1995年 8月 公認会計士登録  
 1996年 7月 オーガット株式会社(現 Asea Boveri社)入社  
 1997年 8月 ハイペリオン株式会社(現 日本オラクル株式会社)入社  
 1998年 8月 ソフトバンク株式会社入社(当社へ出向・転籍)  
 2000年10月 ソフトバンク・インベストメント株式会社(現 SBIホールディングス株式会社)入社  
 2015年 4月 ヤフー株式会社(現 LINEヤフー株式会社)入社  
 2019年 3月 史彩監査法人パートナー(現任)  
 2020年 9月 パスロジ株式会社社外監査役(現任)

重要な兼職の状況

史彩監査法人パートナー  
 パスロジ株式会社社外監査役

社外監査役候補者とした理由

泉多枝子氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験等に加え、複数の上場企業における実務経験に基づき、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っていただくなど、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

- 
- (注) 1. 当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 泉多枝子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 当社は泉多枝子氏を、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。
4. 社外監査役候補者の社外監査役としての独立性および監査役候補者との責任限定契約について
- (1) 社外監査役候補者の社外監査役としての独立性について
- ①泉多枝子氏は、ソフトバンク株式会社に在籍していた1998年から2000年の間の約2年間、当社に出向・転籍していましたことがございますが、退職後約25年が経過しています。当該退職時以降、当社または当社子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
- ②泉多枝子氏は、現在または過去10年間において、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。
- ③泉多枝子氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けたこともありません。
- ④泉多枝子氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (2) 監査役候補者の責任限定契約について
- 平田隆氏および泉多枝子氏の選任が承認された場合、平田隆氏については第4号議案「定款一部変更の件(責任限定契約の対象範囲の変更)」が承認可決されることを条件として、当社は各氏との間で当社定款に基づき、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- 会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は、常勤監査役については金1,000万円および非常勤監査役については金480万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約であります。
5. 監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
- 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、2025年3月31日に当該保険契約を更新する予定であります。なお、当該契約の概要等は事業報告の「会社役員に関する事項」に記載のとおりです。

## 役員スキルマトリックス一覧表

各取締役候補者および監査役候補者、ならびにご参考までに現監査役2名に特に期待する分野を下記の一覧表に2つまで記載しております。なお、各自の有するすべての経験を表すものではございません。各候補者の略歴等に記載の「候補者とした理由」も併せてご覧ください。

候補者番号	氏名	候補者に特に期待する分野、専門性						
		企業経営	技術・研究開発	営業・マーケティング	財務会計	法律	学識経験者(専門分野)	人材開発
取締役	1 チャン ミン ジヤン	○	○					
	2 エバ・チェン	○	○					
	3 根岸 マヘンドラ (マヘンドラ・ネギ)				○			○
	4 大三川 彰彦	○		○				
	5 徳岡 晃一郎						○	○
	6 井上 福造	○		○				
監査役	1 平田 隆				○			
	2 泉 多枝子				○			
	- 定免 賢一郎				○			
	- 船本 美和子					○		

---

## 第4号議案 定款一部変更の件(責任限定契約の対象範囲の変更)

### 1. 変更の理由

当社は、監査役がその職務を適切に遂行できるよう、責任限定契約の対象を社外監査役から監査役に変更するため、定款の一部を以下のとおり変更することを提案いたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案による定款変更は、本総会終結の時をもって、その効力が生ずるものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会 第27条～第33条（条文省略） 第34条（監査役の責任免除）  当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。	第5章 監査役及び監査役会 第27条～第33条（現行どおり） 第34条（監査役の責任免除）  当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、常勤監査役については金1,000万円以上、非常勤監査役については金240万円以上のそれぞれ予め定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。  第35条～第39条（条文省略）	2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、常勤監査役については金1,000万円以上、非常勤監査役については金240万円以上のそれぞれ予め定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。  第35条～第39条（現行どおり）

## 第5号議案　社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年3月27日開催の第29期定時株主総会において、ストック・オプションのための報酬等およびリテンション・プランのための報酬等を含むものとして年額10億円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)とご承認いただくとともに、うちストック・オプションのための報酬等については、2024年3月28日開催の第35期定時株主総会において、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の改定についてご承認いただき、今日に至っております。

その後の社外取締役を取り巻く環境や経済情勢の変化等により社外取締役の役割・責務が増大していること、またコーポレート・ガバナンスのさらなる強化、実効性を高めるためには、ますます社外取締役の役割が重要となってくることなど、諸般の事情を考慮して、取締役の報酬等の額を年額10億円以内に据え置いた上で、そのうち社外取締役分を年額40百万円以内と改めさせていただくことにつきご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は6名(うち社外取締役2名)であり、第2号議案が原案どおり承認可決されると、取締役は6名(うち社外取締役2名)となります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針は、事業報告34頁に記載の通りであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案の内容は、当該方針に照らして相当であると判断しております。

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)における世界経済は、金融政策の動向が世界的に注目された他、それに伴う為替変動や、地政学的リスクの長期化影響による不透明感もあり、景気の先行きが懸念されるなか推移いたしました。

情報産業につきましては、クラウドコンピューティングや生成AI(人工知能)が引き続き浸透し、2025年の世界におけるIT支出額は9.8%増の5.61兆ドルと見込まれています。

セキュリティ業界におきましては、引き続き国家機関等を狙ったサイバー攻撃、企業の機密情報の漏洩の被害、暗号資産の流出等をはじめとする特定の企業や組織を狙う標的型攻撃や、ランサムウェア等のサイバー攻撃が目立った他、生成AIの普及に伴う新たなセキュリティリスクも懸念されており、企業や個人のセキュリティ意識が一層問われる状況となっています。

このような環境下、当社グループの経営状況は、以下のようなものであります。

日本地域につきましては、法人向けビジネスは堅調でした。特に当社セキュリティプラットフォームTrend Vision One(以下、Vision One)を背景に、AI活用次世代SOC関連セキュリティ並びにネットワーク関連セキュリティが牽引しました。個人向けビジネスは携帯電話ショップでの販売は成長継続しましたがPC向けセキュリティは低調でした。その結果、同地域の売上高は85,756百万円(前年同期比3.3%増)と増収となりました。

アメリカズ地域につきましては、Vision Oneを背景にAI活用次世代SOC関連セキュリティ並びにエンドポイント関連セキュリティが牽引したほか、メール関連セキュリティも伸長しました。一方クラウド関連セキュリティはふるいませんでした。円安の影響もあり、その結果、同地域の売上高は58,827百万円(前年同期比2.1%増)と増収となりました。

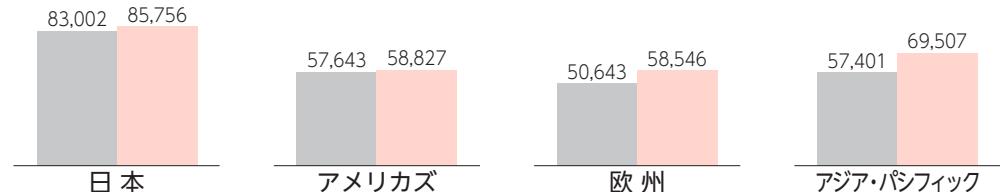
欧州地域につきましてはクラウド関連セキュリティは振るわず、ネットワーク関連セキュリティも低調でしたが、Vision Oneを背景にAI活用次世代SOC関連セキュリティやエンドポイント関連セキュリティが大きく貢献し、法人向けビジネスは好調でした。円安の影響もあり、その結果、同地域の売上高は58,546百万円(前年同期比15.6%増)と二桁増収となりました。

アジア・パシフィック地域につきましては法人向けビジネス全般において好調で、Vision Oneを背景にAI活用次世代SOC関連セキュリティが特に大きく貢献しました。地域的にはオーストラリア、中東、台湾が同地域の売上を牽引しました。加えて円安の影響も受け、その結果、同地域の売上高は69,507百万円(前年同期比21.1%増)と二桁増収となり、全地域において最も高く伸長しました。

その結果、当社グループ全体の当連結会計年度における売上高は272,638百万円(前年同期比9.6%増)と全地域で増収となりました。

## 地域別売上高の推移 (単位:百万円)

■ 2023年12月期  
■ 2024年12月期



一方費用につきましては、円安影響を大きく受けた人件費の増加があったものの、全般的に抑制でき、224,532百万円(前年同期比3.9%増)に留まり、当連結会計年度の営業利益は48,105百万円(前年同期比47.6%増)と大幅増益となりました。

また、期初予想数値に対しては、売上高は想定為替レートよりも円安に推移したこともあり概ね想定通りの結果となりました。一方、営業利益につきましては、費用面において想定為替レートよりも円安に推移したことにより人件費が想定以上となったことや、Pre-GAAPの好調による報酬も増加したこと等により、若干下回る結果となりました。

当連結会計年度の経常利益は為替差益があったこと等により52,840百万円(前年同期比46.0%増)の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は昨年あった退職給付費用を中心としたリストラクチャリング関連費用がなくなったこと等により、34,358百万円(前年同期比220.2%増)の大幅な増益となりました。

当社が重要な経営指標として意識しているPre-GAAP(繰延収益考慮前売上高)ベースの営業利益額は77,636百万円となり、前年同期に比べ24,563百万円増(前年同期比46.3%増)となりました。これは二桁成長したPre-GAAPに対し、コストは抑制が効き微増に留まることによるものです。

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,220百万円であり、主要なものは新技術の開発、基幹業務の合理化に必要なサーバ、PC及び周辺機器等を取得しております。

### (3) 資金調達の状況

特記すべき事実はありません。

---

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが属するサイバーセキュリティ業界は、既存セキュリティベンダーの他、国内外問わず他業種からのM&Aや新規参入なども多く、競争が活発となっております。当社グループにとってこのような業界再編や新しい競合企業の市場参入は流動的で今後の展開が読みにくく、市場競争を更に熾烈なものにすることと予想されます。

お客様環境においては、通常取引だけでなく犯罪までがデジタル化した現在の経済や政治の変動する状況の中で、法人個人を問わずインターネットやPCの利用者に被害を与えるサイバー攻撃は引き続き増大しています。サイバー攻撃者は最も効率的な方法を選び、最大の目的である金銭的利益を追求するため、AIやディープフェイクを悪用した巧妙な詐欺が増加することが予想されます。

このような背景を受け、当社グループは個人のお客様に対する守備範囲を拡大し、詐欺電話やネット詐欺をブロックするスマホ向け詐欺対策専用アプリ「トレンドマイクロ 詐欺バスター」を2024年より販売開始し、巧妙化する詐欺の脅威に備えたい個人のお客様の需要に応えております。

また法人のお客様においては戦略的な優位性を求め、人工知能(AI)、クラウド、Web3 技術などを活用するようになりました。これらの技術革新は、防御側と攻撃者の両方に利用可能であるため、サイバー攻撃者は、新たな脆弱性を狙う手法を次々と開発し、アタックサーフェス(攻撃対象領域)が広がるにつれてお客様が抱えるリスクも増大しています。また世界的な紛争が続くなどの政治的背景はサイバー脅威の地雷原となりつつあります。

法人組織におけるサイバーセキュリティの在り方もこうした変化に伴い、膨大なデータのやりとりやスピードを要する対応を求められている他、もはや予防策だけではなく、事後対策としてインシデント対応や復旧策も求められる時代に変わりつつある等、迅速にそして柔軟に変化していくかなくてはなりません。

こうしたお客様の需要に応えるべく、当社グループでは、広範囲のセキュリティ対策が日々求められる法人組織向けに統合セキュリティプラットフォーム：Vision Oneを中心とした幅広いセキュリティ製品及びサービスを開発しております。

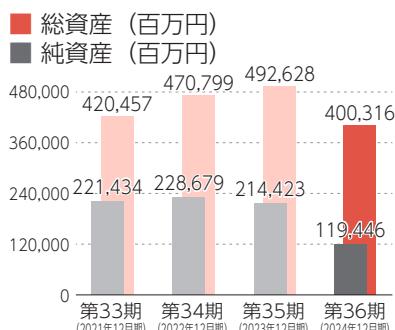
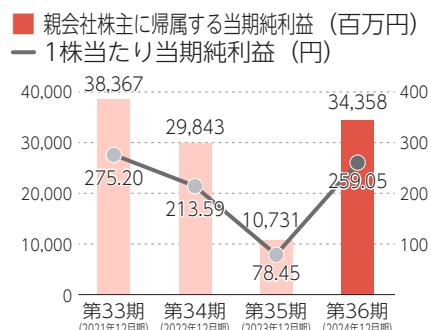
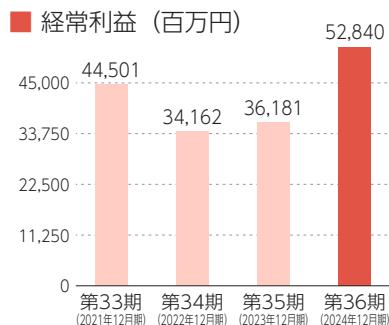
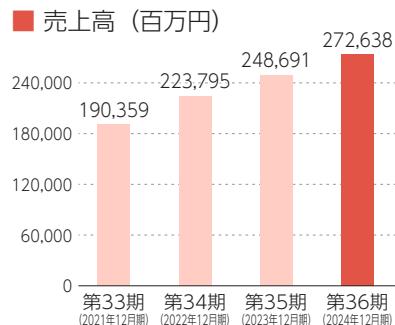
Vision Oneは、エンドポイント、サーバ、メール、クラウド環境、ネットワークといった複数のセキュリティ領域の各種SaaS型ソリューションを連携させて広範囲にわたるサイバー攻撃をより迅速に把握し、リアルタイムで検出、収集した脅威や侵入の痕跡情報を相関的に分析し適切な対処を提供する包括的なセキュリティプラットフォームです。サイバーリスクエクスプロージャーマネジメント(CREM : Cyber Risk Exposure Management)という仕組みにより、組織全体の攻撃表面を詳細に可視化、継続的に監視し、リスクを評価し優先順位を設定することでセキュリティオペレーションの生産性と効率性を高め、新たな脅威や脆弱性にスピードに対応する他、生成系AI技術を搭載することでセキュリティの専門知識が十分でない運用担当者を支援し、高度なセキュリティ対策と運用負荷軽減の両立を実現します。

当社グループは今後もお客様の需要に応えるソリューションを開発・提供し、Vision Oneを中心に機能の拡張や新技術の搭載を継続することでより付加価値の高いセキュリティを実現すると共に、安定的な財務基盤を維持しつつ継続的な成長を目指していきたいと考えております。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

項目	年 度	第33期	第34期	第35期	第36期
		2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
売 上 高 (百万円)		190,359	223,795	248,691	272,638
経 常 利 益 (百万円)		44,501	34,162	36,181	52,840
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		38,367	29,843	10,731	34,358
1株当たり当期純利益 (円)		275.20	213.59	78.45	259.05
総 資 産 (百万円)		420,457	470,799	492,628	400,316
純 資 産 (百万円)		221,434	228,679	214,423	119,446

## [ご参考]



## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	持 株 比 率	主 要 な 事 業 内 容
Trend Micro Incorporated (台湾)	212,500,000 ニュー台灣ドル	100%	セキュリティ関連製品の開発業務等 の受託
Trend Micro Incorporated (米国)	477,250.67 米ドル	100%	セキュリティ関連製品の開発・販売
Trend Micro Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)	150,000 豪ドル	100%	セキュリティ関連製品の開発・販売
Trend Micro (EMEA) Limited (アイルランド)	21,372,061.63 ユーロ	100%	セキュリティ関連製品の販売

(注) 1. 連結決算の対象は、子会社及び関連会社であり、上記の重要な子会社4社を含む連結子会社40社、持分法適用関連会社2社であります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (7) 主要な事業内容

コンピュータ及びインターネット用セキュリティ関連ソフトウェアの開発・販売

## (8) 主要な拠点等

本 社	東京都新宿区
営 業 所	大 阪 営 業 所 (大阪市淀川区)
	福 岡 営 業 所 (福岡市博多区)
	名 古 屋 営 業 所 (名古屋市中区)
海外子会社	Trend Micro Incorporated (台湾)
	Trend Micro Incorporated (米国)
	Trend Micro Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)
	Trend Micro (EMEA) Limited (アイルランド)

## (9) 従業員の状況

部 門 等 の 名 称	従 業 員 数 (名)
販 売 部 門	1,850
マーケティング部門	494
製 品 サ ポ ー ト 部 門	1,496
研 究 開 発 部 門	2,288
管 理 部 門	741
合 計	6,869

### (10) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、事業成長に必要な投資をしたうえで発生する連結純利益について、内部留保することなく、親会社である当社へ速やかに集め、その期の当社単体分配可能額を期末配当(配当性向70%を目指)や翌期の自己株式取得を通じて全額還元することを基本方針としております。この方針に基づき当期(2024年12月期)の期末配当につきましては、第1号議案 剰余金の処分の件に記載のとおりでございます。

## 2. 会社の株式に関する事項

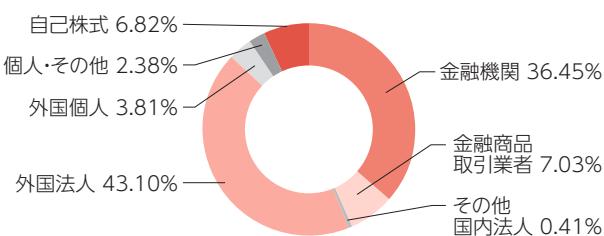
- (1) 発行可能株式総数 250,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 131,296,792株  
(自己株式9,604,812株を除く。)
- (3) 株 主 数 9,259名

### (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	32,035,500	24.39
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	14,793,800	11.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505010	7,238,584	5.51
張 明正	5,367,000	4.08
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	3,934,855	2.99
JPモルガン証券株式会社	3,502,621	2.66
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,143,934	2.39
SMBC日興証券株式会社	2,599,897	1.98
日本証券金融株式会社	2,141,100	1.63
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	1,953,122	1.48

(注)持株比率は、自己株式(9,604,812株)を控除して計算しております。

所有者別分布状況（ご参考）



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況

	第38回	第39回	第40回
発 行 決 議 日	2020年6月18日	2020年12月1日	2021年12月2日
区 分	取締役(注)	取締役(注)	取締役(注)
保 有 者 数	3名	3名	3名
新 株 予 約 権 の 数	1,250個	600個	825個
新株予約権の目的となる株式の数	125,000株	60,000株	82,500株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無 償	無 儻	無 儻
権利行使時1株当たりの行使価額	5,418円	5,068円	5,938円
権 利 行 使 期 限	2025年7月3日	2025年12月18日	2026年12月17日
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)
	第41回	第42回	第44回
発 行 決 議 日	2022年12月1日	2023年12月6日	2024年12月5日
区 分	取締役(注)	取締役(注)	取締役(注)
保 有 者 数	3名	3名	3名
新 株 予 約 権 の 数	900個	900個	900個
新株予約権の目的となる株式の数	90,000株	90,000株	90,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無 儻	無 儻	無 儻
権利行使時1株当たりの行使価額	5,838円	7,344円	8,383円
権 利 行 使 期 限	2027年12月16日	2028年12月21日	2029年12月20日
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

(注)当事業年度末日において、社外取締役および監査役の保有する新株予約権はありません。

## (別記)

## 新株予約権の主な行使の条件

- イ. 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位(以下本項において「従前の地位」という。)にあることを要する。ただし、新株予約権者が従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。また、新株予約権者が当社の取締役または監査役でない場合に限り、新株予約権者が従前の地位を喪失した日からいつまで新株予約権を行使することができるか、会社が独自の裁量により決定することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。
- ハ. 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。

## (2) 当社従業員ならびに子会社取締役および従業員に対し、当事業年度中に交付した新株予約権の状況

	第43回	第44回
発 行 決 議 日	2024年2月15日	2024年12月5日
交付した当社従業員（当社取締役を除く）	8名	-
交付した当社子会社取締役および従業員（当社取締役を除く）	65名	19名
新 株 予 約 権 の 数	15,310個	3,640個
新株予約権の目的となる株式の数	1,531,000株	364,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無 償	無 儻
権利行使時1株当たりの行使価額	7,714円	8,383円
行 使 期 間	自2024年3月2日 至2029年3月1日	自2024年12月21日 至2029年12月20日
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)

(注)前記「(1)当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況」の別記と同内容となります。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末日における当社従業員ならびに当社子会社取締役および従業員の保有する新株予約権の状況

	第38回	第39回	第40回
発行決議日	2020年6月18日	2020年12月1日	2021年12月2日
区分	当社従業員ならびに当社子会社取締役および従業員	当社子会社取締役および従業員	当社従業員ならびに当社子会社取締役および従業員
新株予約権の数	2,090個	1,010個	12,764個
新株予約権の目的となる株式の数	209,000株	101,000株	1,276,400株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	5,418円	5,068円	5,938円
権利行使期限	2025年7月3日	2025年12月18日	2026年12月17日
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)	(注)
	第41回	第42回	第43回
発行決議日	2022年12月1日	2023年12月6日	2024年2月15日
区分	当社子会社取締役および従業員	当社子会社取締役および従業員	当社従業員ならびに当社子会社取締役および従業員
新株予約権の数	1,836個	2,000個	15,010個
新株予約権の目的となる株式の数	183,600株	200,000株	1,501,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	5,838円	7,344円	7,714円
権利行使期限	2027年12月16日	2028年12月21日	2029年3月1日
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)	(注)

		第44回
発行決議日		2024年12月5日
区 分		当社子会社取締役 および従業員
新株予約権の数		3,640個
新株予約権の目的となる株式の数		364,000株
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額		無 償
権利行使時1株当たりの行使価額		8,383円
権利行使期限		2029年12月20日
新株予約権の行使の条件		(注)

(注)前記「(1)当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況」の別記と同内容となります。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

(2024年12月31日現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
チャン ミン ジヤン	代表取締役会長	
エバ・チエン	代表取締役社長 当社グループCEO	
根岸マヘンドラ	代表取締役副社長 当社グループCFO	
大三川 彰彦	取締役副社長	
古賀 哲夫	取締役	株式会社朝日ネット 社外取締役(監査等委員)
徳岡 晃一郎	取締役	多摩大学大学院名誉教授 株式会社ライフシフト会長
千歩 優	常勤監査役	
長谷川 文男	監査役	
定免 賢一郎	監査役	大光監査法人代表社員
船本 美和子	監査役	虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士 株式会社浅沼組 社外取締役 株式会社カーセブンデジフィールド 社外監査役 AZ-COM丸和ホールディングス株式会社社外取締役

- (注)1. 当社の役員は2024年12月31日現在、取締役6名、監査役4名の計10名であり、そのうち2名が女性、8名が男性で構成されています。なお当該女性の役員は、当社の代表取締役社長と監査役であります。
2. 2024年3月28日開催の第35期定時株主総会において、定免賢一郎氏および船本美和子氏が新たに選任され就任いたしました。
3. 2024年3月28日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって、監査役亀岡保夫氏および藤田浩司氏は辞任により退任いたしました。
4. 取締役古賀哲夫氏および取締役徳岡晃一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役4名全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 監査役千歩優氏は長年に亘る経理、管理部門の経験により、監査役長谷川文男氏は長年に亘る財務、経理部門の経験により、監査役定免賢一郎氏は公認会計士の資格と経験により、いずれも財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役船本美和子氏は弁護士の資格と企業法務に係る多くの経験により、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大なる過失がないときは、社外取締役については金1,600万円、常勤の社外監査役については金1,000万円および非常勤の社外監査役については金480万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うこととする責任限定契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役および監査役ならびに当社および子会社の管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数 (注1)	報酬等 の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額(百万円)			
			基本報酬 (注2)	業績(株価含む)連動型報酬		
			ストック・ オプション (注3)	キャッシュ・ファントム・ ユニットアワード(CPUアワード) タイムベース(TBS)(注4)	カンパニー パフォーマンス ボーナス(CPB) (注4)	
取締役 (社外取締役を除く)	4	560	235	145	171	7
社外取締役	2	17	17	-	-	-
社外監査役	6	33	33	-	-	-

(注1) 当事業年度末日現在の社外監査役は4名です。

(注2) 一部シンガポール子会社からの支払いを含みます。

(注3) ストック・オプションに記載した報酬等の額は、ストック・オプション付与を目的として発行した新株予約権1個あたりの公正価値をブラック・ショールズ・プライシング・モデルに基づいて見積り、当事業年度中に会計上の費用として計上した額であり、実際に新株予約権を使用した際に得られる1個当たりの財産上の利益を表すものではありません。

(注4) CPUアワード(TBS)およびCPBの詳細は次頁以降をご参照ください。

## (5) 取締役の報酬等の決定方針

当社取締役に係る報酬の決定方針等については指名・報酬諮問委員会に諮問し、当該委員会で審議された内容を取締役会で決定しております。詳細は以下の通りです。

### ①役員報酬の基本方針と手続

当社の取締役報酬は、企業の中長期的な成長を促進し、株主価値を最大化することを目的としています。特に業務執行取締役(代表取締役社長、代表取締役副社長および取締役副社長)に関しては、報酬の過半を固定ではなく株価または業績に連動する変動制とすることで株主価値の増大および業績向上に責任を持つことを明確にしています。

またグローバル幹部役職員(エグゼクティブ)は、エグゼクティブが当社取締役の後継者候補として取締役と同等の職務を担い、チーム一丸となって当社を運営しており、その結果による利益と責任を分かち合うという考え方から、業務執行取締役と同様に報酬の過半を固定ではなく株価または業績に連動する変動制により構成しています。

取締役の報酬額等の決定にあたっては、公正かつ透明なプロセスを重視し、株主総会の承認を得た報酬等の額や内容の範囲内で、業績ならびに海外および日本の市場における報酬相場を鑑み、さらに社員の給与を考慮したうえで指名・報酬諮問委員会に諮問し、当該委員会で審議された内容を取締役会で決定するものとしております。

なお、監査役の報酬に関しては株主総会の承認を得た報酬等の範囲内で基本報酬(固定)のみとし、個別の付与については監査役の協議に一任されております。

### ②取締役報酬の内訳と割合

取締役の報酬は、株主総会において承認された内容に基づき、後記役員報酬の種類表記載の構成で付与されております。

業務執行取締役に関しては、(i)基本報酬、(ii)ストック・オプションおよび(iii)キャッシュ・ファントム・ユニットアワード(CPUアワード)の割合について、付与時の金額換算にして(ii)および(iii)の合計額が(i)、(ii)、(iii)の報酬の過半となることを原則としております。

それらに加えて、社内取締役(業務執行取締役および代表取締役会長)には基本報酬の内訳として加味していた業績連動要素の透明性を高めるため、会社業績に応じた短期インセンティブ報酬である(iv)カンパニーパフォーマンスボーナス(以下「CPB」)を追加することで、社内取締役が全社業績向上および方向性に責任を持つことを明確にします。

監督機能を担う社外取締役についてはその職務に鑑み、(i)基本報酬のみ付与することとしています。

### ③株価または業績に連動する報酬について

社内取締役に対し、株価または業績に連動する報酬として(ii)ストック・オプション、(iii)CPUアワードおよび(iv)CPBを付与しております(代表取締役会長にはうちCPBのみ)。また、付与する理由(指標の選択理由)は以下の通りです。

#### (ii)ストック・オプション

通常型ストック・オプションとなります。権利行使する時点で付与時よりも株価が上昇している場合に、権

利行使価額と権利行使時の株価との差額を報酬として受け取ることができますので、当社の株価と報酬として受け取る利益とを連動させることにより、業務執行取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の利益を重視した業務展開を強化し、株主価値を高めることを目的としました。

#### (iii)CPUアワード

一定期間における当社普通株式の平均時価相当額を基礎として算出した額の、現金の支給を受ける権利を付与するものです。業務執行取締役が業績向上による株価上昇インセンティブのみならず株価下落局面におけるダウンサイドリスクについても株主と共有することで、株主への結果共有の透明性を高めることを目的としました。

#### (iv)CPB

短期(6か月間)の会社業績に応じた現金賞与を付与するものです。Pre-GAAPマージンならびに、サブスクリプション製品およびペーペチュアルライセンス製品更新の年間経常収入のそれぞれの前年同期比成長率をパフォーマンス指標として選択することで、株主への結果共有の透明性を高めると同時に社内取締役が全社業績向上および方向性に責任を持つことを明確にすることを目的としました。当社は現在Pre-GAAP(繰延収益考慮前売上高)ベースの営業利益額成長を重要な経営指標として意識しており、決算発表等にて株主・投資家の皆様にもPre-GAAPベースの営業利益額を開示しております。当社のコストはこのPre-GAAPの伸長を企図したものになりますが、そのコストには営業活動と直接連動しない買収にかかる無形資産減価償却費なども一部含まれておりますので、Pre-GAAPベースの営業利益額からそれら所定のコストを差し引いたPre-GAAPマージンをパフォーマンス目標として選択することは適切だと考えております。また、サブスクリプション製品およびペーペチュアルライセンス製品更新の年間経常収益を選択したことは、当社の戦略と合致するものであり適切だと考えております。

なお、当事業年度におけるCPBに係る指標の目標および実績については下記の通りでした。

指 標	目 標	上半期		目標達成	下半期		目標達成
		前年度 (2023年)	当事業年度 (2024年)		前年度 (2023年)	当事業年度 (2024年)	
Pre-GAAPマージン (百万円)	前年同期比増加額 : 5億円以上	20,951	29,108	達成	38,537	58,393	達成
サブスクリプション製品およびペーペチュアルライセンス製品更新の年間経常収益 (百万USドル)	前年同期比成長率 : 6%以上	1,562	1,638	未達成	1,610	1,693	未達成

---

#### ④取締役個人別の報酬等の決定に関する方針と決定方法

業務執行取締役の個別の報酬額については、株主総会の承認を得た報酬等の額や内容の範囲内で、個々の取締役の業務上の役割に応じて業績ならびに海外および日本の市場における報酬相場(地域、スキル、経験および市場性などを含む)を鑑み、さらに社員の給与を考慮したうえで指名・報酬諮問委員会に諮問し、当該委員会で審議された内容を取締役会で決定しております。

代表取締役会長および社外取締役の個別の報酬額については、指名・報酬諮問委員会に諮問し、当該委員会で審議された内容を取締役会にて決定しております。ただし社外取締役の個人別の報酬の一部について、社外取締役の通常の業務と異なる追加的な任務が生じ、合理的な範囲の追加的な固定報酬を付与する必要が生じた場合、かかる追加報酬の個人別の金額及び支給時期の決定は指名・報酬諮問委員会委員である各当社取締役へ委任することとしております。

#### ⑤役員に対し報酬等を与える時期等

役員に対し報酬等を与える時期等はそれぞれ下記の通りです。

- ( i )基本報酬：取締役会にて決定した額を12か月間均等割にて付与
- ( ii )ストック・オプションおよび( iii )CPUアワード：取締役会にて決定した内容に基づき別途取締役と当社との契約にて諸条件を定めたうえで付与
- ( iv )CPB：半期決算後目標が達成された場合、上半期分は8月、下半期分は翌年2月に付与

#### ⑥株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬総額は、確定型、変動型およびその他の報酬の合計にて年額10億円(うち社外取締役分は年額20百万円以内)の範囲内で付与すると2015年3月26日開催の第26期定時株主総会において決議されております。当該決議がなされた時点においてその定めの対象とされた取締役は6名(うち社外取締役1名)で、現在も総数6名(うち社外取締役は2名に増加)に変更はありません。なおストック・オプションについては2024年3月28日開催の第35期定時株主総会、またCPUアワードについては2018年3月27日開催の第29期定時株主総会において決議された内容が最新となります。当該決議がなされた時点においてその定めの対象とされた取締役はストック・オプションについては、4名(社外取締役を除く)、CPUアワードについては、5名(社外取締役を除く)でした。なお本総会において第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件が承認されると社外取締役に関しては年額40百万円以内となります。

監査役の報酬に関しては2022年3月29日開催の第33期定時株主総会において承認された内容に基づき、基本報酬(固定)年額60百万円以内とし、個別の付与については監査役の協議に一任されております。当該決議がなされた時点においてその定めの対象とされた監査役は4名(すべて社外監査役)です。

#### ⑦取締役の報酬等の額の決定過程における委員会の活動内容

当社は、取締役の選解任と取締役候補の指名、ならびに取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下にその諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。構成メンバーは、委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役でなければならないとしており、徳岡晃一郎(社外取締役)が委員長を務めております。また社外監査役についてもオブザーバという立場にて任意参加いただいております。

各委員の出席率は、委員長の徳岡晃一郎(社外取締役)、委員の根岸マヘンドラ(代表取締役副社長)および古賀哲夫(社外取締役)は全4回と、いずれも100%となります。

主な審議・報告内容等は以下のとおりです。

カテゴリ	項目	主な審議・報告内容等
報酬	取締役報酬方針	当社および業界を取り巻く環境に合わせた取締役報酬方針の見直し
報酬	取締役個別報酬	業務執行取締役の報酬案の検討
報酬	報酬サーベイ (国内、海外)	国内外ピア比較による当社の報酬位置の確認
指名	後継者計画	社内取締役の候補となるエグゼクティブメンバーおよびその育成状況の確認
指名	スキルマトリックス	社内取締役の候補となるエグゼクティブメンバーのスキルマトリックスの確認
指名	役員選任議案	次期役員選任状況の確認
その他	情報共有	報酬および指名にかかる最新動向、機関投資家と代表取締役副社長のディスカッション内容等、各種情報共有

**役員報酬の種類表**

	種類	内容	対象役員	変動要素	インセンティブ	上限等
( i )	基本報酬	金銭	取締役 および 監査役	-	基本報酬	-
( ii )	ストック・オプション	新株予約権 (注2)	業務執行取締役	株価	・業績連動 (長期) ・株価上昇	280,000株/年
( iii )	キャッシュ・ファントム・ユニット アワード(CPUアワード) タイムベース(TBS) (注1)	金銭	業務執行取締役	株価	・業績連動 (長期) ・株価上昇	75,000株相当 数/年
( iv )	カンパニー・パフォーマンスボーナス (CPB)	金銭	業務執行取締役 および 代表取締役会長	・Pre-GAAPマージン ・サブSCRIPTION製品および ペーチュアルライセンス製品更新 の年間経常収益	業績連動 (短期)	-
					総合計	取締役： 年額10億円以内 (うち社外取締役 は年額20百万円 以内(注3)) 監査役： 年額60百万円以内

(注1)CPUアワードとは、一定期間における当社普通株式の平均時価相当額を基礎として算出した額の現金の支給を受ける権利を付与するものであり、TBSとは権利付与後、一定期間ごとに行使が可能になるタイムベース型のCPUアワードです。

(注2)報酬額の換算にあたっては公正な評価額(ブラックショールズモデル)を利用しています。

(注3)本総会において第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件が承認されると社外取締役は年額40百万円以内となります。

## (6) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における社外役員の主な活動状況

氏 (地)名 位	取締役会および監査役会への出席および発言の状況 /社外取締役に果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要等
古賀 哲夫 (取締役)	取締役会は開催10回のうち9回(90%)に出席し、実業界における豊富な経験および知識から有益な助言・提言を行うなど、適切な経営判断および経営監督を行っております。また指名・報酬諮問委員会委員としては、開催4回の全て(100%)に出席し、企業経営の経験に基づき議論を行い、指名・報酬プロセスを適切に監督しております。
徳岡 晃一郎 (取締役)	取締役会は開催10回の全て(100%)に出席し、企業経営に関する高い専門性の見地から有益な助言・提言を行うなど、適切な経営判断および経営監督を行っております。また指名・報酬諮問委員会委員長としては、開催4回の全て(100%)に出席し、組織に関する専門的な視点から後継者計画の策定等に貢献しています。
千歩 優 (常勤監査役)	取締役会は開催10回の全て(100%)に、監査役会は開催14回の全て(100%)に出席し、長年に亘る経理、管理部門の経験に基づき、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。
長谷川 文男 (監査役)	取締役会は開催10回の全て(100%)に、監査役会は開催14回の全て(100%)に出席し、長年に亘る財務、管理部門の経験に基づき、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。
定免 賢一郎 (監査役)	取締役会は監査役就任後に開催された8回の全て(100%)に、監査役会は監査役就任後に開催された10回の全て(100%)に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。
船本 美和子 (監査役)	取締役会は監査役就任後に開催された8回の全て(100%)に、監査役会は監査役就任後に開催された10回の全て(100%)に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あづさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	101百万円
ロ. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	122百万円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬とを区分しておらず、また実質的にも区分できないため、イ.の金額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 当社の重要な子会社のうち3社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、ISMAP情報セキュリティ監査にかかる業務を委託しております。

### (4) 会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合のほか、職務遂行の状況等を勘案の上、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任または不再任を決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
<b>〈資産の部〉</b>				
<b>流動資産</b>	<b>307,829</b>	<b>流動負債</b>	<b>267,274</b>	
現金及び預金	170,056	支払手形及び買掛金	3,627	
受取手形、売掛金及び契約資産	74,795	未払金	7,952	
有価証券	40,839	未払費用	11,291	
棚卸資産	8,455	未払法人税等	5,300	
その他	13,950	賞与引当金	7,410	
貸倒引当金	△268	繰延収益	221,386	
<b>固定資産</b>	<b>92,486</b>	その他	10,305	
<b>有形固定資産</b>	<b>5,548</b>	<b>固定負債</b>	<b>13,595</b>	
建物及び構築物（純額）	3,236	退職給付に係る負債	7,677	
工具、器具及び備品	2,158	その他	5,918	
その他	154	<b>負債合計</b>	<b>280,870</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>31,393</b>	<b>〈純資産の部〉</b>		
ソフトウェア	17,904	<b>株主資本</b>	<b>71,543</b>	
のれん	2,268	資本金	19,926	
その他	11,220	資本剰余金	27,857	
<b>投資その他の資産</b>	<b>55,544</b>	利益剰余金	90,541	
投資有価証券	4,520	自己株式	△66,781	
関係会社株式	1,236	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>45,422</b>	
繰延税金資産	47,638	その他有価証券評価差額金	336	
その他	2,148	為替換算調整勘定	44,826	
<b>資産合計</b>	<b>400,316</b>	退職給付に係る調整累計額	259	
		<b>新株予約権</b>	<b>2,480</b>	
		<b>純資産合計</b>	<b>119,446</b>	
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>400,316</b>	

**連結損益計算書** (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	272,638
売上原価	64,980
売上総利益	207,657
販売費及び一般管理費	159,551
営業利益	48,105
<b>営業外収益</b>	
業務受託手数料	22
受取利息	2,607
有価証券売却益	438
為替差益	4,413
その他	114
	7,596
<b>営業外費用</b>	
持分法による投資損失	2,573
固定資産除却損	204
その他	83
	2,861
<b>経常利益</b>	<b>52,840</b>
<b>特別利益</b>	
新株予約権戻入益	7
事業譲渡益	587
持分変動利益	2,145
	2,740
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>55,580</b>
法人税、住民税及び事業税	22,052
過年度法人税等	776
法人税等調整額	△1,780
	21,048
<b>当期純利益</b>	<b>34,532</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	173
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>34,358</b>

## 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,855	28,239	156,299	△33,836	170,558
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	70	70			141
剰余金の配当			△100,117		△100,117
親会社株主に帰属する当期純利益			34,358		34,358
自己株式の処分		△452		7,055	6,602
自己株式の取得				△40,000	△40,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	70	△381	△65,758	△32,945	△99,015
当期末残高	19,926	27,857	90,541	△66,781	71,543
	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	396	41,237	△194	41,440	2,391
当期変動額					33
新株の発行(新株予約権の行使)					141
剰余金の配当					△100,117
親会社株主に帰属する当期純利益					34,358
自己株式の処分					6,602
自己株式の取得					△40,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△60	3,588	453	3,982	89
当期変動額合計	△60	3,588	453	3,982	89
当期末残高	336	44,826	259	45,422	2,480
					— 119,446

# 計算書類

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>〈資産の部〉</b>		<b>〈負債の部〉</b>	
<b>流動資産</b>	<b>138,046</b>	<b>流動負債</b>	<b>107,127</b>
現金及び預金	65,833	買掛金	953
売掛金	16,727	未払金	16,028
有価証券	2,000	未払費用	3
製品	443	未払法人税等	3,609
原材料	451	未払消費税等	832
貯蔵品	72	預り金	261
前払費用	3,340	賞与引当金	349
未収入金	18,276	繰延収益	64,683
関係会社短期貸付金	30,686	関係会社短期借入金	19,423
その他	213	その他	982
<b>固定資産</b>	<b>62,442</b>	<b>固定負債</b>	<b>6,430</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,148</b>	退職給付引当金	6,116
建物	986	その他	313
工具、器具及び備品	1,375	<b>負債合計</b>	<b>113,558</b>
減価償却累計額	△1,213	<b>〈純資産の部〉</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>6,482</b>	<b>株主資本</b>	<b>84,448</b>
ソフトウェア	6,236	<b>資本金</b>	<b>19,926</b>
ソフトウェア仮勘定	187	<b>資本剰余金</b>	<b>26,010</b>
その他	58	資本準備金	22,648
<b>投資その他の資産</b>	<b>54,811</b>	その他資本剰余金	3,361
投資有価証券	50	<b>利益剰余金</b>	<b>105,294</b>
関係会社株式	27,134	利益準備金	20
敷金	493	その他利益剰余金	105,273
繰延税金資産	27,132	繰越利益剰余金	105,273
<b>資産合計</b>	<b>200,488</b>	<b>自己株式</b>	<b>△66,781</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>0</b>
		その他有価証券評価差額金	0
		<b>新株予約権</b>	<b>2,480</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>86,929</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>200,488</b>

計算書類

**損益計算書** (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>売上高</b>	
製品売上高	85,838
ロイヤリティー収入	31
	<b>85,869</b>
<b>売上原価</b>	<b>26,975</b>
<b>売上総利益</b>	<b>58,893</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>	<b>40,127</b>
<b>営業利益</b>	<b>18,766</b>
<b>営業外収益</b>	
貸付金利息	1,665
為替差益	1,204
受取配当金	22,177
その他	726
	<b>25,774</b>
<b>営業外費用</b>	
借入金利息	1,495
固定資産除却損	156
その他	8
	<b>1,660</b>
<b>経常利益</b>	<b>42,880</b>
<b>特別利益</b>	
事業譲渡益	262
新株予約権戻入益	2
	<b>264</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>43,145</b>
法人税、住民税及び事業税	7,447
過年度法人税等	776
法人税等調整額	△161
	<b>8,061</b>
<b>当期純利益</b>	<b>35,083</b>

**株主資本等変動計算書** (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金
当期首残高	19,855	22,577	3,814	20	170,307	
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	70	70				△100,117
剰余金の配当						35,083
当期純利益						△452
自己株式の処分						
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	70	70	△452	—	△65,033	
当期末残高	19,926	22,648	3,361	20	105,273	
	株主資本			評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金			
	△33,836	182,739	248	2,391	185,378	
当期首残高	△33,836	182,739	248	2,391	185,378	
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)		141				141
剰余金の配当		△100,117				△100,117
当期純利益		35,083				35,083
自己株式の処分	7,055	6,602				6,602
自己株式の取得	△40,000	△40,000				△40,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△247	89	△158	
当期変動額合計	△32,945	△98,290	△247	89	△98,449	
当期末残高	△66,781	84,448	0	2,480	86,929	

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

トレンドマイクロ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 義 晃  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 濱 田 環  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トレンドマイクロ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンドマイクロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

トレンドマイクロ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 義 晃  
業務 執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 濱 田 環  
業務 執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トレンドマイクロ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、統括する取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、報告を受けるとともに子会社からも事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するするために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を我が国において監査業務を適切に遂行するために規定されている諸法令及び企業会計審議会が公表する諸基準等に従って品質管理システムを整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月17日

トレンドマイクロ株式会社 監査役会

常勤監査役 千 歩 優	㊞
監 査 役 長谷川 文 男	㊞
監 査 役 定 免 賢一郎	㊞
監 査 役 船 本 美和子	㊞

(注) 監査役4名全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主メモ

事業年度	1月1日～12月31日
期末配当金受領株主確定日	12月31日
中間配当金受領株主確定日	6月30日
定期株主総会	毎年3月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711(通話料無料) 郵送先は以下の通りです。 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所 プライム市場
公告の方針	電子公告により行う 公告掲載URL <a href="http://www.trendmicro.co.jp/">http://www.trendmicro.co.jp/</a> (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

## (ご注意)

1. 株主様の住所変更、配当金の振込みのご指定、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いたします。

# 株主総会会場 ご案内図

日 時

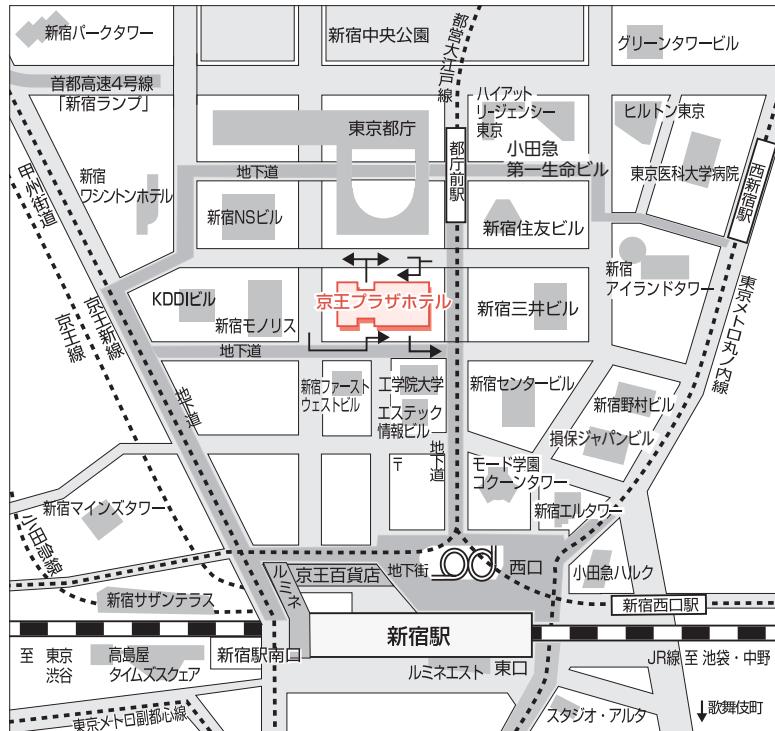
2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

会 場

東京都新宿区西新宿2丁目2番1号

京王プラザホテル 本館4階「花」

昨年と開催場所を変更しておりますのでご注意ください。



## ●新宿駅西口より徒歩

約5分（JR・京王線・小田急線・地下鉄）

新宿駅西口より都庁方面への連絡地下道を  
まっすぐ5分ほどお進みください。地下道を  
出てすぐ左側にホテルがございます。

○株主総会へご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

○車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等が必要な場合には、  
当日スタッフへ遠慮なくお声がけください。

トレンドマイクロ株式会社

〒160-0022

東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー

## ●都営大江戸線都庁前駅より徒歩

地下道B1出口よりすぐ

改札を出てJR新宿駅方面に進み、  
B1出口階段を上がってすぐ右側に  
ホテルがございます。



この印刷物は環境にやさしい  
「ペジタブルインキ」を  
使用しています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。



電子提供措置の開始日2025年2月27日

第36期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

会社の体制および方針  
連 結 注 記 表  
個 別 注 記 表

(2024年1月1日から2024年12月31日)

トレンドマイクロ株式会社

---

## 会社の体制および方針

### 当社の取締役の業務の適正を確保するための体制の基本方針および当該体制の運用状況の概要

#### (1)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- i ) 当社の取締役の職務執行に係る情報については、機密事項管理規程および機密事項管理運営細則ならびにその他の社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、当社の取締役および監査役が常時閲覧できる状態を維持する。その保存期間については、文書取扱規程に定める期間とする。
- ii ) 情報システムに関わる情報の保護および保存は、情報セキュリティポリシー(Information Security Policy)の定めるところによる。

#### (2)当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- i ) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、製品ならびにサービスに関するリスクおよび社内インフラに関するリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整える。
- ii ) 当社は、コンプライアンスおよびリスク管理体制を統括するものとして、当社の代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置する。
- iii ) 当社は、当社及びグループ会社全体の情報セキュリティガバナンスを統括するグローバル チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー(以下「CISO」)を設置する。
- iv ) 情報の漏洩、盗難、紛失、破損、不正な改変等は、当社に甚大な損害と信用の失墜をもたらす。よって当社は情報セキュリティポリシー(Information Security Policy)、機密事項管理規程、危機管理ガイドライン、個人情報保護マニュアル等の規定に基づき、これらのリスク管理を行う。
- v ) 不測の事態が発生した場合には、日本地域を担当する当社の取締役を危機管理責任者とする緊急対策室(SWAT)を設置して迅速な対応を行い、クライアントを含めた損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

#### (3)当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i ) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を3ヶ月に1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜適時に開催する。当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項についてはエグゼクティブ・ミーティングでの議論の結果および定期的に行われる予算レビュー・プロセスを参考としつつその執行決定を行う。
- ii ) 当社の取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程、エグゼクティブに関する規程等において、それぞれの責任者とその責任、執行手続きについて定める。

---

**(4)当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- i ) 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、行動規範(Code of Conduct)、内部者取引管理規程等を定める。なお、行動規範(Code of Conduct)については、全ての当社グループ役職員に対して年1回のAcknowledgmentを実施するものとする。  
また、必要に応じて各担当部署において、各種ガイドライン等の策定、研修の実施を行うものとする。
- ii ) 当社は、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置し、内部統制システムの維持、向上を推進する。
- iii ) 当社グループは、内部統制システムの推進責任者として、インターナル・コントロール・マネージャーを任命し、インターナル・コントロール・マネージャーを長とする実務担当メンバーを適宜任命のうえ、活動する。
- iv ) 当社および当社子会社の取締役は当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに当社の監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- v ) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報・報告体制を定める規程たるホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)に基づき、人事部および内部監査部(Internal Audit Department)を責任部署としてその運用を行う。内部監査部長(Internal Auditor)は該当事実の存否および内容を取りまとめ、四半期毎にCFOおよび監査役に、また必要に応じてCEOに報告を行う。但し緊急を要すると判断される事項はその都度報告する。
- vi ) 当社の監査役は当社グループの法令遵守体制およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来る。

**(5)当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- i ) 当社グループ会社における業務の適正を確保するため、当社を含むグループ会社全社に行動規範(Code of Conduct)およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)を適用するとともに、関係会社管理規程に基づき業務執行に係るリスクの把握およびそれぞれの子会社の規模、事業内容等に応じた管理体制の構築を求め、定期的にそれらの内容を確認するものとする。  
経営管理については、エグゼクティブに関する規程、関係会社管理規程、経理に関する管理及び権限規程(Finance Control & Approval and Signature Authority)を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、エグゼクティブ・ミーティングでの討議や定期的に行われる予算レビュー・プロセスなどを通じモニタリングを行う。

---

当社および当社子会社の取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項、その他情報セキュリティを含むリスク管理上懸念のある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査役および取締役会に報告するものとする。

- ii) 当社およびグループ会社における財務報告の信頼性を確保する為、財務報告にかかる内部統制システムの運用を行う。
- iii) 当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、子会社の取締役は当社の取締役会および監査役に報告するものとする。  
当該報告を受けた当社の監査役は取締役会に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。
- iv) 内部監査部長(Internal Auditor)は、適宜子会社に赴き業務執行の状況全般にわたってモニタリングを行う。
- v) 当社の監査役は、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況について調査を行う。

**(6)当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- i ) 当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人(以下、「監査役スタッフ」という。)を求めた場合、必要な員数および求められる資質等について、監査役と協議のうえ適切な人員を配置する。
- ii ) 監査役スタッフを置くこととなった場合には、監査役スタッフの人事異動、人事考課等については監査役の意見を尊重した上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- iii) 監査役が必要とする場合には、監査役は所属長に通知の上、使用人に特定事項の監査業務等を指示することができる。この場合、当該指示を受けた使用人は、当該業務については通常業務の指揮命令系統には従わず監査役に報告を行う。
- iv) 当社および当社子会社の取締役および使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとする。

**(7)当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- i ) 当社の取締役は次に定める事項を当社の監査役に報告する。
  - ① エグゼクティブ・ミーティングで決議された事項
  - ② 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
  - ③ 経営状況として重要な事項
  - ④ 内部統制の監査および整備・運用の状況および情報セキュリティを含むリスク管理に関する重要な事項

- 
- ⑤ 重大な法令・定款違反
  - ⑥ 会計方針の変更および導入に関する事項
  - ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項
- また、当社および当社子会社の使用人は②、④、⑤および⑦に関する重大な事実を発見した場合には、当社の監査役に直接報告することができるものとする。
- ii) 当社のグループ会社全社に適用される行動規範(Code of Conduct)およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について当社の監査役への適切な報告体制を確保する。
  - iii) ホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ(Whistle-blowing Report Procedure)において、全ての報告を慎重に取扱い、報告をした者の秘匿について最大限の努力を払うべき旨を定め、また報告をした者が不利益取扱いを受けないことを明記する。
- (8)当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- i ) 監査役がその職務を遂行するために必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家の意見を求める事ができ、そのための費用を含む監査役の職務の執行に必要な費用の前払いまたは償還を会社に請求できるものとする。
- (9)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i ) 当社の代表取締役は当社の監査役と定期的に意見交換する機会を設定して意思の疎通を図るものとし、また、監査役の当社の事業内容に対する理解を深めるために、必要に応じて当社の使用人から担当業務に関する聴取の機会を設定する。
  - ii) 内部監査を担当する監査部(Internal Audit Department)は、当社の監査役と定期的に内部監査結果について協議および意見交換を行い、情報交換および緊密な連携を図るものとする。
  - iii) 当社の取締役は、当社の監査役が取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するためにコンプライアンス・セキュリティ委員会やエグゼクティブ・ミーティング等の重要な会議に出席する機会を確保する。
  - iv) 当社の監査役は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めるとともに意見を述べができるものとする。
  - v) 当社は、社外監査役の選任にあたって、弁護士、公認会計士、税理士その他の外部専門家を招へいするよう努める。

---

当社は、上記に掲げた体制の整備をしておりますが、当該基本方針に基づき、以下のような取り組みを行っております。

- ① 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、行動規範(Code of Conduct)を定め、全ての当社グループ役職員に対して、年1回のAcknowledgmentを実施しております。
- ② コンプライアンスおよびリスク管理を統括する組織であるリスク管理室を事務局として、コンプライアンス・セキュリティ委員会を四半期に1回開催しております。また、コンプライアンス意識の維持・向上のため、当社の役職員を対象とした社内研修を年間スケジュールを組み、定期的に行っております。
- ③ 監査役、内部監査部門、内部統制部門および会計監査人は、定期的に当社および当社子会社を含めたグループ全体の内部統制システムの運用状況や監査結果について協議および意見交換を行い、緊密な連携を図ることにより、内部統制システムの運用状況の向上に努めております。
- ④ 監査役は、取締役会を始めとする重要な会議への出席や稟議書等の重要書類を閲覧する他、代表取締役、監査部長および監査役による四半期ごとのレビュー・ミーティング、代表取締役と監査役との定期的な意見交換や取締役・使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取等を通じて、当社の事業内容についての理解を深め、監査の実効性を確保しております。

---

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 40社

(2) 主要な連結子会社の名称

会 社 名		
Trend Micro Incorporated	(台	湾)
Trend Micro Incorporated	(米	国)
Trend Micro Australia Pty.Ltd.	(オーストラリア)	
Trend Micro (EMEA) Limited	(アイルランド)	

(3) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 2社

(2) 持分法を適用した関連会社の名称

General Mobile Corporation (英國領ケイマン諸島)

TXOne Networks Inc. (英國領ケイマン諸島)

(3) 持分法を適用していない非連結子会社はありません。

---

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

移動平均法による原価法

なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として当社は定率法（ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 主として3～24年

工具、器具及び備品 主として2～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア

見込有効期間（12ヶ月）に基づく定額法

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（主に5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

見込有効期間に基づく定額法

---

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸 倒 引 当 金 ..... 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞 与 引 当 金 ..... 従業員の賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～23年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場で円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

---

(6) 収益の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ソフトウェアライセンスにおける収益は、主にセキュリティ関連のソフトウェアライセンスの提供によるものであり、顧客とのライセンス契約に基づいてソフトウェアライセンスを提供する義務を負っております。

サポートサービスにおける収益は、主にセキュリティ関連製品のサポートサービスの提供によるものであり、顧客とのサポートサービス契約に基づいて当該サービスを提供する義務を負っております。

ハードウェアの提供における収益は、主にセキュリティ関連のハードウェア製品の販売によるものであり、顧客とのハードウェア販売契約に基づいてハードウェア製品を提供する義務を負っております。

当社から顧客に提供される財又はサービスの本質は、最新のコンピューターウィルスからの保護を顧客に提供することであり、顧客へのソフトウェアライセンスの提供、サポートサービスに含まれるソフトウェアのアップグレード等の提供及びハードウェア製品の提供は、それぞれ単独では、最新のコンピューターウィルスからの保護を顧客に提供できず、相互依存性・関連性が高いため、一体不可分の単一の履行義務となっております。

コンピューターウィルスからの顧客の保護は、顧客がソフトウェアライセンスの利用を開始してから契約期間に応じて提供されるため、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、その対価については、利用開始時点から契約期間にわたり均等に期間配分し、当連結会計年度に対応する額を収益計上しております。

また、これらの履行義務に対する対価は、契約における重要な金融要素は含んでおりません。

(7) のれんの償却に関する事項

のれんは、20年以内のその効果の発現する期間で均等償却しております。

(8) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

---

## (追加情報)

### (連結子会社について)

当社は、米国のリミテッドパートナーシップ形態の組織としてベンチャーキャピタル事業を営んでいる Trend Forward Capital I,L.P. (以後、TFI) に出資をしています。TFIの全ての議決権及び業務執行権限を保有しているのは2020年3月まで当社取締役であったワイエル・モハメド氏であり、一方当社は有限責任で経営参加資格のないリミテッドパートナーに過ぎず、TFIの経営への参加の権限及びその意思を持っておりません。しかしながら当社はTFIの出資総額の半分を超える額を拠出しており、またTFIの全ての議決権及び業務執行権限を保有しているワイエル・モハメド氏が「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号)における緊密な者とはならないことが証明できないため、同実務対応報告及び「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号)に従い、当社の連結範囲に含めております。

### (会計上の見積りに関する注記)

#### 1. 非上場株式の評価

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式)	3,375百万円
---------------	----------

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券の評価において、発行体の財政状態や業績の見通し、又は超過収益力の毀損の有無を基に判断をしております。市場の変化や予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における投資有価証券の評価において、重要な影響を与える可能性があります。

#### 2. 繰延税金資産の回収可能性

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	47,638百万円
--------	-----------

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産を計上するにあたり、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の見積りは将来減算一時差異等の解消スケジュールや貸借対照表日時点で適用されている税制や税率に基づいており、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

---

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形、売掛金及び契約資産の内訳

売掛金	74,795百万円
-----	-----------

2. 棚卸資産の内訳

製品	7,914百万円
原材料	468百万円
貯蔵品	72百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	24,556百万円
----------------	-----------

---

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 140,901,604株  
自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度中の増加	当連結会計年度中の減少	当連結会計年度末
普通株式	5,218,677	5,401,335	1,015,200	9,604,812

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議 2024年3月28日定時株主総会  
株式の種類 普通株式  
配当金の総額 100,117百万円  
1株当たり配当額 738円00銭  
基準日 2023年12月31日  
効力発生日 2024年3月29日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議 2025年3月27日定時株主総会  
株式の種類 普通株式  
配当の原資 利益剰余金  
配当金の総額 24,158百万円  
1株当たり配当額 184円00銭  
基準日 2024年12月31日  
効力発生日 2025年3月28日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 565,500株

付与者の退職に伴い失効し、経済的価値を失ったストック・オプションについては、個数の減少を順次認識しております。

---

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備資金については基本的に自己資金を充当することとしており、余資は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権及び営業債務は為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、信用度の高い取引金融機関の債券等であり、市場価格の変動リスクと為替の変動リスクに晒されております。支払手形、買掛金、未払金、未払費用及び未払法人税等は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び各子会社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券の市場価格の変動リスクについては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

##### ③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部門において適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などによりリスクを軽減しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

---

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	(単位 百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	41,984	41,984	—	
資産合計	41,984	41,984	—	

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	2024年12月31日	(単位 百万円)
非上場株式	4,612	

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価				(単位 百万円)
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
有価証券及び投資有価証券					
その他有価証券	857	41,126	—	41,984	
資産合計	857	41,126	—	41,984	

#### (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

##### 有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、社債は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

	日本	アメリカズ	欧州	アジア・パシフィック	(単位：百万円) 計
売上高					
外部顧客に対する売上高	85,756	58,827	58,546	69,507	272,638
計	85,756	58,827	58,546	69,507	272,638

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

### 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

アメリカズ	… 米国・カナダ・ブラジル・メキシコ
欧州	… アイルランド・ドイツ・イタリア・フランス・英国
アジア・パシフィック	… 台湾・韓国・オーストラリア・中国・フィリピン・シンガポール・マレーシア・タイ・インド・UAE・エジプト

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）3. 会計方針に関する事項 (6)収益の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### (1) 契約負債の残高等

	(単位：百万円) 当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	69,260
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	74,795
契約負債（期首残高）	211,532
契約負債（期末残高）	221,386

---

顧客との契約から生じた債権は、主にソフトウェアライセンスとサポートサービス、ハードウェアの取引に係る顧客からの売掛金に関するものであり、連結貸借対照表上、流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれております。なお、契約資産に該当はございません。連結貸借対照表上、流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれております。

契約負債は、主にソフトウェアライセンスとサポートサービス、ハードウェアの取引に係る顧客からの前受収益に関するものであり、翌連結会計年度以降に充足する履行義務に対応するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。連結貸借対照表上、流動負債の「繰延収益」に含まれております。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、136,500百万円であります。

また、過去の期間に充足した履行義務から当期に認識した収益の額に重要性はありません。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	136,441
1年超	84,944
合計	221,386

## (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 890円85銭
- 1株当たり当期純利益 259円05銭

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

該当事項はありません。

---

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
- ② その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 製品、原材料、貯蔵品………移動平均法による原価法  
なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

- （ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）  
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建 物 3年～24年

工具、器具及び備品 3年～20年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

市場販売目的のソフトウェア

見込有効期間（12ヶ月）に基づく定額法

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（主に5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

見込有効期間に基づく定額法

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金……………従業員の賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。
- ② 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

#### (1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### (2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内である1年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### 4. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ソフトウェアライセンスにおける収益は、主にセキュリティ関連のソフトウェアライセンスの提供によるものであり、顧客とのライセンス契約に基づいてソフトウェアライセンスを提供する義務を負っております。

サポートサービスにおける収益は、主にセキュリティ関連製品のサポートサービスの提供によるものであり、顧客とのサポートサービス契約に基づいて当該サービスを提供する義務を負っております。

ハードウェアの提供における収益は、主にセキュリティ関連のハードウェア製品の販売によるものであり、顧客とのハードウェア販売契約に基づいてハードウェア製品を提供する義務を負っております。

当社から顧客に提供される財又はサービスの本質は、最新のコンピューターウィルスからの保護を顧客に提供することであり、顧客へのソフトウェアライセンスの提供、サポートサービスに含まれるソフトウェアのアップグレード等の提供及びハードウェア製品の提供は、それぞれ単独では、最新のコンピューターウィルスからの保護を顧客に提供できず、相互依存性・関連性が高いため、一体不可分の単一の履行義務となっております。

コンピューターウィルスからの顧客の保護は、顧客がソフトウェアライセンスの利用を開始してから契

---

約期間に応じて提供されるため、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、その対価については、利用開始時点から契約期間にわたり均等に期間配分し、当事業年度に対応する額を収益計上しております。

また、これらの履行義務に対する対価は、契約における重要な金融要素は含んでおりません。

5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	27,132百万円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

---

**(貸借対照表に関する注記)**

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	48,792百万円
短期金銭債務	28,413百万円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高

売上高	148百万円
業務委託料	29,789百万円
費用分担取引	33,620百万円
仕入高	1,287百万円
営業取引以外の取引高	
受取配当金	22,177百万円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	9,604,812株
------	------------

---

#### (税効果会計に関する注記)

##### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

###### 繰延税金資産

繰 延 収 益 否 認 額	19,949百万円
無形固定資産償却超過額	3,564百万円
未 払 事 業 税 否 認 額	217百万円
未 確 定 債 务 否 認 額	611百万円
退職給付引当金繰入超過額	1,873百万円
そ の 他	1,059百万円
繰 延 税 金 資 産 小 計	27,275百万円
評 価 性 引 当 額	△142百万円
繰 延 税 金 資 産 合 計	27,132百万円

###### 繰延税金負債

その他の有価証券評価差額金	△0百万円
繰 延 税 金 負 債 合 計	△0百万円
繰 延 税 金 資 産 の 純 額	27,132百万円

##### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2 //
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△15.0 //
税額控除	△0.8 //
過年度法人税等	1.9 //
その他	0.8 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.7 %

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Trend Micro Incorporated (米国)	所 有 間接100%	コストシェアリング契約	費用分担取引の支払(注1)	5,509	未払金	2,347
				資金の借入 (注2)	25	子会社 短期借入金	25
子会社	Trend Micro (Ireland)Limited (アイルランド)	所 有 間接100%	コストシェアリング契約	費用分担取引の受取(注1)	23,076	未収入金	10,765
子会社	Trend Micro Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)	所 有 間接100%	コストシェアリング契約	費用分担取引の受取(注1)	16,052	未収入金	3,892
				資金の借入 (注2)	8,533	子会社 短期借入金	—
子会社	Trend Micro Incorporated (台湾)	所 有 直接100%	研究開発業務等の委託  管理業務等の委託	研究開発業務 委託費用等の支払(注1)	15,941	未払金	2,498
				管理業務委託 費用等の支払 (注1)	21,851	未払金	829
子会社	Trend Micro Netherlands B.V. (オランダ)	所 有 直接100%	資金の借入	借入金の返済 (注2)	7,961	子会社 短期借入金	1,376
				資金の借入 (注2)	1,581		

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Trend Micro DMCC (アラブ首長国連邦)	所 有 間接100%	資金の借入	借入金の返済 (注2)	6,032	子会社 短期借入金	—
子会社	Trend Micro (EMEA)Limited (アイルランド)	所 有 間接100%	資金の借入	資金の借入 (注2)	16,970	子会社 短期借入金	16,970
子会社	Trend Micro America Inc. (米国)	所 有 直接100%	資金の貸付	貸付金の回収 (注2)	904	子会社 短期貸付金	30,686
			資金の借入	資金の借入 (注2)	1,050	子会社 短期借入金	1,050

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 費用分担取引及び業務委託取引については、適切な取引価格にて行っております。

(注2) 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して決定しております。

#### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 643円19銭
2. 1株当たり当期純利益 264円51銭

#### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

#### (その他の注記)

該当事項はありません。